

石川県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者として知事が行う認定及び共同受注窓口との契約について必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として知事の認定を受けることができる者は、次に掲げる者のうち、石川県内に主たる事業所を置くものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、知事の認定を受けることができない。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者として認定したときは障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（第2号様式）により、認定しないこととしたときは障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 知事は、申請者が第2条第1項各号及び第2項各号の認定基準を確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定の公表)

第5条 知事は、前条第2項により認定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 第4条の認定を受けた者は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届（第4号様式）により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 第4条の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定要件喪失の届出)

第8条 第4条の認定を受けた者は、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、認定を取り消し、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、第4条の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定を取り消すこととしたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書(第7号様式)により、通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第10条 共同受注窓口を契約の相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約(以下「3号随契」という。)を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に物品及び役務の調達があっせん又は仲介を行うものに限ること。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契の履行期間終了後、速やかに当該契約において物品及び役務の調達があっせん又は仲介を受けた障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容及び発注金額が分かる書類を、知事に提出すること。

(現況の報告等)

第11条 認定を受けた重度障害者多数雇用事業所は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、障害者雇用状況計算書兼現況届出書(第1号様式別添1)により、知事に報告するものとする。

2 認定を受けた共同受注窓口は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、共同受注窓口調書(第1号様式別添2)により、知事に報告するものとする。

(実地調査等)

第12条 知事は、第4条の認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

(報告)

第13条 知事から報告の求めがあったときは、第4条の認定を受けた者は知事に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、認定等に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。